

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2018年12月6日～2018年12月19日)

平成 30 年(2018 年)12 月 21 日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 市民プラットフォームの院内会派名変更 モラヴィエツキ内閣の信任投票の可決 政党別支持率 内閣不信任決議の否決 与党「法と正義」(PiS)党大会の開催 ドゥダ大統領による最高裁判所法改正案への署名 チャプトヴィチ外相, ミラノでのOSCE閣僚級会合に出席 チャプトヴィチ外相, EU外務理事会に出席 ズジコ国防副大臣, 米国を訪問 EU総務理事会, ポーランドに対する法の支配問題に関する意見聴取を実施 シチェルスキ大統領府国務次官, 米国を訪問 チャプトヴィチ外相, ベルリンを訪問 ライチャーク・スロバキア外務・欧州問題相, ポーランドを訪問 モラヴィエツキ首相, ウィーンでのアフリカ・欧州フォーラムに出席 ソイニ・フィンランド外相, ポーランドを訪問								【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書, 在外投票, 旅券, 戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 ワルシャワ首都警察, 交通違反取締特別チームを編成 環境保護団体, カトヴィツェで大規模デモ行進を実施 交通違反取締機の増設 農民グループ, ワルシャワ郊外の高速道路A2路上で大規模抗議活動を実施 ストラズブール市内における銃撃事件でポーランド人に被害発生 検察, シュムチェク国家警察長官に功労賞を授与 国境警備隊, イラク人密入国者を拘束 刑法改正に関する世論調査結果 ISIL構成員の疑いのあるチェチェン人の拘束 車両窃盗の発生状況 COP24における警備体制の総括 内務・行政省, 国連の採択した「難民に関するグローバル・コンパクト」受入拒否を発表 海賊に拉致されたポーランド人船員の解放 警察, 大気汚染対策の一環として整備不良車に対する取締りを強化								
経済 モラヴィエツキ首相, COP24の成果を評価 11月の消費者物価指数 2017年の海外直接投資額 11月の平均賃金 中国 Huawei 社, ポーランドの5Gネットワーク開発に参加 ポーランド・ベラルーシ間の鉄道インフラ開発 Lotos 社, 水素ステーション設置計画を発表 PGE 社による洋上風力発電の検討 電気自動車に関する動向 電力価格に関する動向								

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

欧州でのテロ等に対する注意喚起

「たびレジ」への登録のお願い

パスポートダウンロード申請書の御案内

平成30年度後期分教科書の配布に関する御案内

日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について

大使館広報文化センター開館時間

文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

政 治

内 政

市民プラットフォームの会派名変更【7日】

7日、野党市民プラットフォーム(PO)は、下院の会派名を「市民プラットフォーム－市民連立」(PO-KO)に変更した。同日、本年10月の統一地方選挙にてPOと「市民連立」(KO)として選挙連合を組んでいた「近代」(Nowoczesna)の議員7名が同党の会派から離脱し、PO-KO会派に加わった。

モラヴィエツキ内閣の信任投票の可決【12日】

12日、モラヴィエツキ首相は、経済及び社会政策をはじめとする3年間の「法と正義」(PiS)政権の成果との改革の継続の是非を問いたいとして、自身の内閣の信任投票を求める動議を下院に提出した。同日、信任投票が実施され、賛成231票、反対181票、棄権2票で、現内閣は信任された。

政党別支持率【13日】

13日に発表された世論調査機関IBRiSによる政党別支持率調査(7日・8日実施)によると、与党「法と正義」(PiS)が37.2%の支持率を獲得し、首位を維持した。第2位は野党市民プラットフォーム(PO)で支持率31.3%、第3位は民主左派連合(SLD、議会外政党)で支持率は6.7%だった。第4位は「クキス'15」が入り、支持率5.7%、第5位は農民党(PSL)で支持率5.1%、第6位は「近代」(Nowoczesna)で支持率4.0%となった。

内閣不信任決議の否決【14日】

14日、野党市民プラットフォーム(PO)が11月23日に提出した内閣不信任決議の投票が行われ、賛成163票、反対233票、棄権20票で否決された。

与党「法と正義」(PiS)党大会の開催【15日】

15日、与党「法と正義」(PiS)は、ワルシャワ近郊のシェリガにて党大会を開催し、カチンスキ党首、モラヴィエツキ首相等が演説を行った。カチンスキ党首は、同演説にて過去3年間におけるPiS政権の成果を強調するとともに、明年の欧州議会選挙及び議会選挙の重要性を指摘した。また、モラヴィエツキ首相は、2018年は現時点で体制転換以降初となる財政黒字を達成しており、中間所得者層及び若者層の更なる発展を目指す政策を行っていく旨述べた。

ドゥダ大統領による最高裁判所法改正案への署名【17日】

17日、ドゥダ大統領は、11月23日に上院で可決され大統領に送付されていた、最高裁判所法改正案に署名した。本改正案は、退官年齢を70歳に戻し、現行法の規定に基づき退官となった65歳以上の判事の復帰、退官年齢に達した判事による職務延長申請を大統領が判断する現行法の規定の削除等を定めている。

外交・安全保障

チャプトヴィチ外相、ミラノでのOSCE閣僚級会合に出席【6日】

6日、チャプトヴィチ外相はミラノで開催されたOSCE閣僚級会合に出席し、ウクライナ危機、エネルギー安全保障等について協議した。同外相は、記者会見で、OSCEの決定は全会一致で採択されるので、重要な文書は採択されず、すでに政治的宣言はロシアによって妨害されたと聞いていると述べた。

チャプトヴィチ外相、EU外務理事会に出席【10日】

10日、チャプトヴィチ外相は、ブリュッセルを訪問し、主として最近のアゾフ海におけるロシアの攻撃的活動を含むウクライナ情勢、西バルカン地域におけるEUの関与に関する問題、ヴェネズエラにおける政治的・人道的情勢、移民・難民問題への対処の観点からのEUとアフリカ連合との協力について協議した。

ズジコト国防副大臣、米国を訪問【10日】

10日、ズジコト国防副大臣が訪米し、ヘイズ少将

(イリノイ州軍司令官)とサイバーセキュリティー機関への候補者に対する募集規則及び訓練方法について意見を交わした。

EU総務理事会、ポーランドに対する法の支配問題に関する意見聴取を実施【11日】

11日、ブリュッセルで行われたEU総務理事会で、ポーランドの法の支配問題に関する意見聴取(EU条約第7条1項に基づく手続き;6月26日、9月18日に次ぐ3度目)が行われ、出席したシマンスキ外務副大臣は、ポーランドによる最高裁法改正の決定と相応の対応を欧州委がとるべきである旨述べた。13日、ティーマンス欧州委筆頭副委員長は、(最近の最高裁法改正だけでなく)同条約7条に関する全ての問題が欧州委にとって重要であると述べた。19日、ドンブロフスキス欧州委副委員長は、来年1月17日までにポーランドは欧州司法裁判による命令の執行状況に関する報告書を提出しなければならず、欧州委は同日までに最高裁法改正に対する評価を表

明すると述べた。

シチェルスキ大統領府国務次官、米国を訪問【11日～12日】

11日～12日、シチェルスキ大統領府国務次官が訪米し、ボルトン米国大統領補佐官とポーランド・米国間の安全保障及びパートナーシップの強化並びに東欧地域を含む今後のNATO全体としての安全保障へのコミットメントとなる恒久的な米軍施設の創設に関するドゥダ大統領の計画に関して意見を交わした。

チャプトヴィチ外相、ベルリンを訪問【13日】

13日、チャプトヴィチ外相は、ベルリンを訪問し、マース・独外相と、二国間及び国際場裏における協力の優先事項、第二次大戦を中心とする両国関係史、両国の円卓形式での対話再開、ウクライナ情勢、2019年とともに国連安保理非常任理事国を務める両国間の協力等について協議した。

ライチャーク・スロバキア外務・欧州問題相、ポーランドを訪問【13～14日】

13～14日、ライチャーク・スロバキア外務・欧州問題相がワルシャワを訪問し、チャプトヴィチ外相と、二国間関係の他、スロバキアの次期OSCE議長国における優先事項、スロバキアのV4議長国期間中の地域協力、三海域イニシアチブ、ウクライナ情勢、

大西洋間協力及びエネルギー安全保障等について会談した。同外務・欧州問題相は、ギスラドツェル OSCE民主制度・人権事務所(ODIHR)所長及びレツジェーリ欧州国境沿岸警備隊(FRONTEX)代表とも会談した。

モラヴィエツキ首相、ウィーンでのアフリカ・欧州フォーラムに出席【18日】

18日、モラヴィエツキ首相は、ウィーンで開催されたアフリカ・欧州フォーラムに出席し、EU内居住者の3倍である12億の人口を抱えるアフリカは強大な市場であり、ポーランドを含む欧州にとって興味深く、今日のポーランドとアフリカのビジネス関係者の関係は成功が期待されるものであると述べた。

ソイニ・フィンランド外相、ポーランドを訪問【18日】

18日、ソイニ・フィンランド外相がワルシャワを訪問し、チャプトヴィチ外相と、主として二国間協力、欧州政策、地域内協力、東方政策並びに安全保障問題について協議した。両国の強化された協力は、2011年12月の両国首相が合意した共同コミュニケにより開始された。チャプトヴィチ外相は、北極地域における両国の協力に言及し、北極評議会のおブザーバー国として、ポーランドがフィンランドの同評議会議長国としての活動、直面する課題に対する効率性及び準備を高く評価していることを強調した。

治 安 等

ワルシャワ首都警察、交通違反取締特別チームを編成【7日】

ワルシャワ首都警察は、スピード違反や危険運転等への対処能力向上を目的に、特別取締チームSP EEDを編成した。同チームは常時覆面車両を使用して取締りを行う。

環境保護団体、カトヴィツェで大規模デモ行進を実施【9日】

8日、カトヴィツェで開催中のCOP24に合わせ、環境保護団体の関係者ら3,000人がカトヴィツェ市内に集結し、地球温暖化対策の強化や石炭燃料の使用中止等を訴えるデモ行進を実施した。同行進ではポーランド人参加者3人が警察と衝突し、拘束された。なお、同行進には、ウクライナの環境保護団体構成員も合流を計画していたが、治安上の脅威となり得るとの理由で国境警備隊が入国禁止としたため、合流は実現しなかった。

交通違反取締機の増設【10日】

ポーランド道路局(GDDKiA)は、欧州基金1億6,200万ズロチを活用して、国内の交通違反取締機・

カメラの数を倍増させると発表した。現在、ポーランド国内では、スピード違反自動取締用カメラ431台、区間式スピード違反取締機20機、信号無視自動取締機20台、車載スピード違反取締カメラ30台が配備されている。新しいカメラ、取締機は2020年までに配備される予定。

農民グループ、ワルシャワ郊外の高速道路A2路上で大規模抗議活動を実施【12日】

12日、農民グループがワルシャワとプルシュクフを結ぶ高速道路A2の路上を占拠し、大規模抗議行動を実施した。同抗議は、アフリカ豚コレラ(ASF)対策に伴う豚の殺処分に関する公的資金援助等を求めて実施されたもので、アルダノフスキ農業・農村開発大臣らが現場に出向きデモ隊との交渉に当たった結果、デモ隊は路上から退去した。

ストラスブール市内における銃撃事件でポーランド人に被害発生【12日】

12日、ストラスブールのクリスマスマーケットでイスラム過激主義者による銃撃テロが発生し、ポーランド1人が巻き込まれた。同ポーランド人は、テロ実行犯

の身柄を取り押さえようとした際、頭部を銃撃されたとされ、16日にストラスブール市内の病院で死亡した。本件に関し、ドゥダ大統領は、自身のツイッターアカウント上で「同ポーランド人は周囲の人を助けようとして凶弾に倒れたもので、彼のことを誇りに思う。」などと発言したほか、チャプトヴィチ外相も会見で、ポーランドは安全な国であるが、同テロ攻撃はポーランド国民にも痛みを与えたなどと述べた。

検察、シュムチェク国家警察長官に功労賞を授与【12日】

12日、検察はシュムチェク国家警察長官の犯罪対策に対する功績をたたえ、功労賞を授与すると発表した。同功労賞は、これまで専ら検察官に授与されてきたもので、警察官への授与はシュムチェク長官が初となる。

国境警備隊、イラク人密入国者を拘束【12日】

12日、国境警備隊は、カトヴィツェ空港で、ギリシアの身分証を提示して密入国を試みたイラク人を拘束した。国境警備隊の取り調べに対し、同イラク人は、提示した身分証は5,000ユーロで実在するギリシア人から譲り受けたもので、最終目的地はドイツであった旨供述している。国境警備隊は、同イラク人の強制送還手続を進めるとともに、同人に身分証を売却したギリシア人についても入国管理法違反で起訴した。

刑法改正に関する世論調査結果【13日】

法務研究所が実施した最新の世論調査によれば、ポーランド人の過半数が刑罰規定の厳格化によって凶悪犯罪が減少すると考えているとされる。他方、厳罰化をどの範囲にまで拡大するかについては見解が分かれており、50%が凶悪犯罪のみの厳罰化、30%が全犯罪の厳罰化を望んでいるとされる。ジョブ法務大臣は、従前から刑罰の厳罰化が必要との見解を示しており、本年7月にも多数の犯罪歴を有する常習犯に対する判決を例に挙げ、刑罰の厳格化の必要性を主張している。

ISIL構成員の疑いのあるチェチェン人の拘束【13日】

13日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整大臣付のジャリン報道官は、記者発表において、公安庁(ABW)及びポーランド警察がISIL構成員とみられるチェチェン人・アルビ・A(個人情報保護のため拘束後は姓は非公表)を拘束したことを明らかにした。同拘束は本年11月28日に行われ、ABW及び警察が収集した情報から、容疑者は「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の傘下で中東での軍事行動に参加したことが判明した。ABWによれば、容疑者はテロ組織で後方支援を担当しており、ポーランド国内の

過激主義者と連絡を取り合っていたとされ、同人とやり取りのあったポーランド在住の外国人過激主義者の一部は既に国外に出国しているとされる。

車両窃盗の発生状況【17日】

2018年1月から11月までの間、ポーランド全土で7,613件の車両窃盗の発生が確認されており、同件数は前年同期比約1,400件減となった。窃盗件数の多いのは、ワルシャワ及びその近郊(2,200件)、ドルノシロンスキエ県(825件)、シロンスキエ県(790件)などとなっている。昨年に引き続き、多くの県で減少傾向が続いているが、ワルシャワでは車両窃盗が増加しつつあり、特に高級車を狙った事案が目立つ。また、ウッチでは特殊機器を用いて盗難防止装置を無効化するなど巧妙な手口を用いた盗難も多数確認されており、警察は警戒を呼びかけている。ポーランドでは、盗難車は解体され、部品としてインターネット等でばら売りされるケースが多いが、書類を偽造してロシアや中東等へ輸出する事案も確認されている。

COP24における警備体制の総括【18日】

18日、ブルジンスキ内務・行政大臣は、カトヴィツェに所在するシロンスキエ県警本部で、COP24の警備体制の総括を行い、政府の実施した安全確保措置や警察部隊の活躍によって、会議参加者、地元住民ともに安全を確保できたとし、警備結果に満足している旨述べた。COP期間中、警察は、ポーランド全土から9,000人の警察官を動員して会場等の警備を実施しており、約400回の要人車両警護、約90回の爆発物検査が行われた。また、国境警備隊も、COP期間中、出入国管理を強化し、無作為に抽出した約20万人に対して臨時の出入国審査を行い、343人を拘束、34人に入国拒否処分を下した。

内務・行政省、国連の採択した「難民に関するグローバル・コンパクト」受入拒否を発表【18日】

18日、内務行政省は、17日に国連総会で採択された「難民に関するグローバル・コンパクト」に関し、難民危機への各国の対応状況等に不透明なところが多すぎるなどとして、受入を拒否すると発表した。「難民に関するグローバル・コンパクト」は、各国政府や民間機構に対し、難民受入施設やインフラの整備などの関与拡大を求めるもので、法的拘束力はない。なお、同案については、他のV4諸国やオーストリア、スイス、米国等も受入拒否を表明している。

海賊に拉致されたポーランド人船員の解放【18日】

18日、外務省は、本年10月末にアンゴラからナイジェリアに航行中のコンテナ船「Pomerania Sky」から海賊によって拉致されていたポーランド人8人が解放されたと発表した。外務省は、同船を所有するドイ

ツの船会社やナイジェリア当局の協力によって人質の解放が実現したとしているが、解放に際し、身代金の支払いが行われたか否かについては言及しなかった。

警察、大気汚染対策の一環として整備不良車に対する取締りを強化【19日】

警察は、大気汚染対策の一環として整備不良車に対する取締りを強化しており、今年に入ってから既に25万8,000台に対して路上検査を実施し、5,500台を整備不良で摘発した。整備不良で摘発された場合、運転手には500ズロチ以下の罰金が科せられる。

経 済
経済政策

モラヴィエツキ首相、COP24の成果を評価【17日】

モラヴィエツキ首相は、15日深夜に閉幕した国連気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)について、環境保護への取り組みを大きく前進させたと評価した。同首相は、パリ協定実施指針を

含む「カトヴィツェ・パッケージ」は野心的な試みであるが、全ての参加者が支持し、先進国及び開発途上国の双方にとって受入れ可能な内容となったと指摘した。また、記者からの質問に答え、「連帯と公正な移行」と「E モビリティ」に関する宣言に言及し、今次会合の大きな成果であったと述べた。

マクロ経済動向・統計

11月の消費者物価指数【14日】

中央統計局(GUS)によれば、11月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比1.3%増(対前月比横ばい)で、中央銀行のインフレ目標値(2.5±1%)を下回った。なお、GUSは先日発表した速報値では、同月のCPIを対前年同月比1.2%増と予測していた。

4%減となった。主要投資国はドイツ(128億ズロチ)及びルクセンブルグ(124億ズロチ)で、投資額に減少が見られたのはイタリア(84億ズロチ)、オランダ(72億ズロチ)、フランス(39億ズロチ)であった。

2017年の海外直接投資額【17日】

中央銀行によれば、2017年の海外直接投資額は347億ズロチ(80.7億ユーロ)で、対前年比4

11月の平均賃金【18日】

中央統計局(GUS)によれば、11月の平均賃金は4,966.61ズロチで、対前年同期比7.7%増、対前月比0.9%増となった。

ポーランド産業動向

華為技術(Huawei)社、ポーランドの5Gネットワーク開発に参加【18日】

米国・日本を含む多くの国が中国の華為技術(Huawei)社製品の公的機関・基幹インフラ等への利用を控える中、ポーランドは対応措置を行わず、同社を5G戦略パートナーとして、ネットワーク開発を実施する。既に同社製品は、公的機関や民間通信事業者(Orange社、T-mobile社)の製品に端末として使用されている。

ポーランド・ベラルーシ間の鉄道インフラ開発【18日】

ポーランド北東部とベラルーシ間の鉄道インフラ開発は、EUによるポーランド・ベラルーシ・ウクライナ間の予算プログラム(2014~2020年、530万ユーロ以上)とポーランド政府予算(59万ユーロ)で実施される予定である。投資開発省とポドラスキエ県の間で契約が行われ、鉄道による商品輸送の奨励及び輸送品の監視を目的としている。

エネルギー・環境

Lotus社、水素ステーション設置計画を発表【6日】

国営石油企業 Lotus社は、2021年までにワルシャワとグダンスクに水素燃料ステーションを設置する計画を発表した。同プロジェクトの予算は2,000万ユーロとされ、20%はEUから支給される。エ

ミレヴィチ企業・技術大臣は、再生可能エネルギーにシフトしていく中での歴史的な事業と述べたほか、トビショフスキ・エネルギー副大臣も、水素エネルギーは輸送機器からの排気ガス対策に有効であり、さらなる発展を望むと述べた。

PGE 社による洋上風力発電の検討【7日】

国営エネルギー企業PGEは、バルト海での洋上風力発電所の建設に向けて、2つの特別目的会社の設立に関する検討を進めており、同事業に参画する経験豊富なパートナー企業を探している。なお、同社は2025年までに2,545MWの洋上風力発電所を建設し、400万世帯へ電力供給を行うことを計画しており、必要経費を300億ズロチと見積もっている。

電気自動車に関する動向【18日】

ダイムラー社はポーランド・ヤヴォルに新たに電気自動車向けの電池工場の建設を計画している。同社は同工場に係る第1段階として、4億ズロチ(9,300万ユーロ)の投資を計画している。同工場では年間10万個の電池の製造が見込まれる。また、オランダのバッテリー会社 Lithium Werks 社も8GW

hの電池パック製造のための工場の立ち上げを検討しており、ポーランドも候補地とされている。なお、韓国最大級の化学メーカーであるLG Chem社やベルギーのユミコア社もポーランドへの電池関係の生産工場の立ち上げを計画している。

電力価格に関する動向【18日】

18日、電力規制庁(URE)長官は、電力会社からの家計用電力価格の25%引き上げに関する申請を却下し、1月3日までに見直しを求めた。電力価格上昇に関して、トフジェフスキ・エネルギー大臣(15日)、及びモラヴィエツキ首相(19日)は、電力価格を上昇させない意向を示していた。今後、電力供給者は、発電価格の見直しを行い、場合によっては損失が発生する可能性がある。19日、政府、自治体、電力規制庁による会合を開催し、電力価格上昇に関する緩和改正措置を求めた。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2018年12月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

パスポートダウンロード申請書の御案内

2017年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

平成30年度後期分教科書の配布に関する御案内

在ポーランド日本国大使館では、ポーランド在住で平成30年3月末日までに大使館に「在留届」を提出している邦人子女を対象に、日本の小学生用の教科書(平成30年度後期分)を配布しています。後期分教科書は小学生用のみの配布となりますので、御注意ください。

御希望の方は『教科書申込書』を入手の上、該当事項を記入して、下記の申込先に送付してください。ワルシャワ日本人学校の児童、生徒(入学予定者を含む)については、同校を通じて配布いたしますので、申し込みの必要はありません。なお、教科書自体は無償ですが、郵送による受取りを希望される方については、大使館(ワルシャワ市)から「着払い」にて送付するため送料が発生します。あらかじめ御了承ください。

教科書申込書のリンク:<http://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/kyoukasho30.2semester.pdf>

申込先:cons@wr.mofa.go.jp(Eメールの場合)

22-696-5006(FAXの場合)

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa(郵送の場合)

日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について

本邦の登記所における不動産登記手続において、その登記申請のための委任状や利害関係人の同意書等に対し、海外に居住しているため印鑑証明書を提出できない在留邦人(日本国籍者)の方については、居住地を管轄する日本国大使館・総領事館等において発行する署名証明のほか、居住国(地)の公証人や判事(以下、公証人)が作成した署名証明でもよいこととされています。

なお、居住国(地)の公証人が作成する署名証明の書式は任意(外国語文でも可)ですが、その内容として、公証人の面前で貼付け書類(委任状等、登記手続関係書類)に当該人が署名(署名は日本文字又はローマ字の何れか、あるいはこれらを併記したもので可)したことが明記され、当該人の氏名、生年月日(西暦で可)及び有効な日本国旅券の番号、証明書の発行日・発行番号、公証人の官職・氏名・署名が記載されること、書類の貼付け部分に公証人による契印がなされることを確認してください。また、登記所に提出する際は、当該署名証明の記載内容の和訳(書式及び翻訳者は任意)を付す必要があります。

詳細につきましては、法務省ウェブサイトの「外国に居住しているため印鑑証明書を取得することができない場合の取扱いについて」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00346.html)を御覧いただくか、当該不動産の所在地を管轄する登記所(法務局・地方法務局、またはそれらの支局・出張所)に直接御照会ください。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【予定】映画上映会: 「女ひとり 70歳の茶事行脚」【1月7日(月) 17:30】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、NHKワールドのドキュメンタリー「女ひとり 70歳の茶事行脚」が上映されます(日本語、英語字幕)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51 (4階), Warszawa)

【予定】講演会: 杉原千畝, タデウシ・ロメル【1月21日(月) 17:30】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、杉原千畝及びタデウシ・ロメルに関する講演が開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。座席に限りがありますので、参加ご希望の方は事前にご連絡ください。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51 (4階), Warszawa)

【予定】書道ワークショップ【1月22日(火) 17:30】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、ポーランド日本情報工科大学ザクシェフスカ氏による書道ワークショップが開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。座席に限りがありますので、参加ご希望の方は事前にご連絡ください。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51 (4階), Warszawa)

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)